

(仮 称) 森 町 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 7 月

森風力開発株式会社

(白紙のページ)

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧回数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

(白紙のページ)

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年3月14日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1 参照]

令和6年3月14日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞（朝刊）
- ・函館新聞（朝刊）

※令和6年4月8日（月）に開催した説明会についての公告を含む。

② 広報による公告 [別紙2 参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報もり3月号、4月号
- ・広報しかべ3月号（関係自治体ではないため、森町で実施する説明会の案内のみ）

また、森町砂原地区に配布する4月1日付の新聞各紙に別紙2（3）に示す折り込みチラシを入れ込み、配布した。

③ インターネットによるお知らせ [別紙3 参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト
- ・森町のウェブサイト
- ・当社 ウェブサイト

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 3 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・ 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 : 北海道函館市美原 4 丁目 6-16
- ・ 森町役場本庁舎 : 北海道茅部郡森町字御幸町 144-1
- ・ 森町役場砂原支所 : 北海道茅部郡森町字砂原 1 丁目 43-4

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://data.jwd.co.jp/info/mori/>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 3 月 14 日（木）から令和 6 年 4 月 25 日（木）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧回数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 4 名であった。

（内訳）北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 0 名
森町役場本庁舎 2 名
森町役場砂原支所 2 名

（参考）インターネットによる閲覧 447 件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和6年4月8日（月）18時00分から19時30分まで
- ・開催場所：砂原公民館大ホール（北海道茅部郡森町字砂原1-31-3）
- ・来場者数：28名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月14日（木）から令和6年5月9日（木）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は8通、意見総数は43件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見43件であった。それに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	P79 図3.1-22(2)ハチクマの渡り経路(秋季)について、北海道での同種の渡り経路が全く反映されていない無意味な物である。又、他種の渡り経路についても、砂原地区では調査が行われていない為、目視、夜間、バンディング等併用した調査を行うべき。	既存の文献その他の資料調査では「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)よりハチクマの渡り経路の情報を収集しております。また、専門家からは「繁殖している可能性がある猛禽類として、オオタカ、ノスリ、ハチクマなどが考えられる。」との助言もいただいております。当該地域においてハチクマほか、猛禽類の生息状況・渡り状況について留意して調査を実施いたします。猛禽類を含めた渡り鳥の調査手法としては定点観察調査を基本としますが、必要に応じて複数手法を併用することを検討いたします。
2	P80 図3.1-23 クマタカ生息確認は対象地域近くでも確認しており、時前の調査不足である。アセスの調査においては、調査はん囲を広げ対象区域でのクマタカ探餌行動が無いのか、しっかり確認する必要がある。	P.3.1-47(83)に記載の「北海道の猛禽類2020年版」((応用生態工学会 札幌北海道猛禽類研究会、令和3年)より、対象事業実施区域の近隣でクマタカの生息が確認されていることを把握しております。事業区域の周囲でクマタカが生息している可能性があるものと考えており、今後実施する現地調査において、クマタカの生息に留意し、対象事業実施区域及びその周囲の生息状況を把握いたします。
3	他の風発事業でも言える事だが、対象面積の広さに対して動物、植物、鳥類調査の人員が少なすぎて、まともな調査を行っているとは言えない。今回の対象地では、過去にシロハヤブサの越冬も確認されており、鳥を見る人達の間でも有名な地域である。十分な人員(風車1基に対して最低でも1名以上が望ましい)を優秀な調査員を確保して行ってほしい。	環境アセスメント調査のガイドライン、専門家の助言、行政の指導等を踏まえて、適切な手法にて動植物に関する現地調査を実施いたします。
4	風車はいちど作られたら、こわれるまでの間つねに鳥の命を奪う可能性が高いことを念頭にしっかりとした調査を行ってほしい。	方法書に記載のとおり適切に調査し、調査結果等については準備書に記載いたします。

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	貴社が作成された方法書について下記のように意見書を提出します。 (1) 風光明媚な自然景観 対象事業実施区域(計画地)は北海道駒ヶ岳の裾野で鹿部町、七飯町、森町の3町あげでの環駒の観光事業の一端になっていて、特に国道278号線の佐原周辺からの駒ヶ岳の眺めは観光PRの中では注目されています。 そこに風力発電の建物が設置されるとこれらの景色がすべて損なわれます。 また国道からの望洋の森の入り口から駒ヶ岳の裾野にある西円山は、貴重な高山植物を観察する登山	西円山については入山規制が行われており、山頂及び登山道に立ち入れないことから、調査地点に選定しておりません。 国道278号線の砂原周辺の主要な眺望点として、「④道の駅 つど〜る・プラザ・さわら」、「⑥あったかさわらパークゴルフ場」、「⑧ハマナス台場公園」、「⑩掛瀬生活館」、「⑬砂原公民館」、及び「⑮沼尻コミュニティセンター」を選定しております。今後の手続きにおいて現地調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を講じることで、景観への影響を極力回避または低減した事業となるよう努めてまいります。

	客が多く訪れおり西円山頂上から噴火湾を望む景色は道南では随一かと思われます。	
6	(2) 自然環境について 駒ヶ岳の裾野は幾たびの噴火により火山灰と軽石の層になっています。今では針葉樹の植林地と針広混交林となり、多くの植生が見られて耕作地や放牧地にもなっています。 駒ヶ岳に降った雨や雪解け水は伏流水となって佐原周辺の貴重な湧き水となっています。 また噴火湾をまたがり室蘭方面から佐原と鹿部を通過の渡り鳥のルートになっていて裾野にある中腹付近は多くの鳥の休息地や繁殖地としているため彼らの生活に大きく貢献しています。 これら周辺は駒ヶ岳の恩恵を受けて、自然環境保全が保たれてるため環境アセスを充分検討してください。	方法書に記載のとおり、植生や渡り鳥に関して適切に実施し、調査結果等については準備書に記載いたします。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	森の木が伐採されることによって動植物の生態系が乱れる。野生動物のすみかが奪われ熊や鹿の出没も更に多くなるのでは。	今後実施する現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における、ヒグマやエゾジカ等の大型哺乳類の確認状況についても記録をいたします。 また、国内外の最新の知見を収集するとともに地元住民の皆様から意見を伺いながら事業計画について検討いたします。
8	木が伐採されることで二酸化炭素を吸収する働きが損なわれ地球温暖化の加速に加担するのでは。	ご指摘のとおり、樹木を伐採することにより、それらの樹木による二酸化炭素の吸収は損なわれます。ただ、風力発電を行うことにより、別の発電施設に比べ運転期間中の二酸化炭素の排出量は大きく削減できるものと考えており、トータルとして二酸化炭素の削減に寄与できるものと考えております。
9	景観が損なわれる。	今後の手続きにおいて現地調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を講じることで、景観への影響を極力回避または低減した事業となるよう努めてまいります。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	そもそも環境以前の問題で噴火リスクがあり大規模な砂防ダムが整備されている場所に風力施設など論外。 「令和 6 年 1 月 12 日札幌管区気象台より森町消防本部へ。北海道駒ヶ岳では昨年 12 月以降、山頂加工浅部を震源とする低周波地震を主とした地震活動が続いています。山ろくの観測点による 12 月の地震回数の合計は 31 回となりました。1 か月間の地震回数の合計が 30 回以上となったのは 1990 年 4 月の 61 回以来です。」	砂防ダムにつきましては今後関係機関と協議を行い、影響について確認する予定です。風力発電機の設置が砂防機能を阻害する場合には風力発電機の配置の再検討を考えております。
11	その他にも、超低周波音による健康被害の報告や生態系への影響、そして何よりも事業者の目先の利益のために半永久的に砂原岳の景観が損われる事、断じて容認しかねます。 全力で反対いたします。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。

		生態系への影響につきましても、現地調査で対象事業実施区域及びその周囲における生息・生育状況を確認の上、環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。
--	--	--

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	環境の保全の見地からの意見を記載します。 いずれも、環境影響評価の“進め方”についての意見です。 1. 方法書説明会の席でお願いしたとおり、重要な環境項目である「景観」について、早期に（遅くとも 2025 年には）風力発電機を設置した場合の景観を示し、町民が判断できるようにしていただきたい。 調査を進めなければ、風力発電機の台数、配置が決められないことは理解しているが、例えば最大規模として 12 基を設置した場合のもので構わない。たとえば、森町役場、砂原支所、沼尻集落からどのように見えるのか。	現時点ではお示し難いところではありますが、最終版とはならないとは存じますが、極力準備書の縦覧前、2025 年度中には住民の皆様へお示しできるよう、努めてまいります。
13	2. 方法書記載の、参照しているデータが古い等と指定している方もおられるようです。他の方法がある場合は、それらを実施の上、実態を踏まえて評価していただきたい。	方法書に記載している文献は、公開されている文献情報の中で可能な限り最新のものを確認しております。また、文献に記載のない情報についても、ヒアリングにより補っております。準備書を作成する際には、改めて最新の文献を確認し、現地調査で得られた結果と併せて、本事業に影響について適切に予測及び評価いたします。
14	3. 渡り鳥に関する調査が、「春季及び秋季に複数回（上旬、中旬、下旬）」とされているが、鳥が大挙して渡りを行うタイミングを捉えられるのか疑問。 捉え損なうことがない方法を検討していただきたい。 以上	渡り鳥のピークを極力捉えられるよう、調査時期や手法等を計画し、現地調査を適切に実施いたします。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	本意見書は御社が計画中の標記事業の環境影響評価の方法に対し配慮すべき項も含め意見するものである。また事業化へは多様な環境保全評価を望むものである。 総括的事項 (1) 事業計画区域は渡島半島東部、内浦湾に面する森町砂原岳の山麓の一般河川、鍛冶屋川から押出沢川の間にあたる。位置は梨木沢川とイラサワ川の流域中流、畑地など含み私有地が含まれる。砂原地区の地層は安山岩の上層に火山砕屑物、火山礫が覆う土壌で山麓市街地付近でもベニバナイチヤクソウ、ガンコウランなど高山植物群が緩やかな斜面に分布する特種な地域である。 計画区域の南側には重要な複合的保安林が隣接し鳥獣保護区、土砂流出防備林、風致林や大沼国定公園の第一種特別区域に指定され落葉広葉樹の塊として特定植物群落に定められヤマハンノキのほかシラカンバ、ダケカンバ、パッコヤナギ、ドロノキや落葉針葉樹のカラマツも多い。また、特定植物群落が計画区域内と一部重なっている。	地元における環境情報を共有いただきありがとうございます。頂いた環境情報も参考として、今後、現地調査を実施いたします。 土砂災害については、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。 環境影響評価にあたっては、最新の知見及び評価手法に関して情報収集し、内容が簡明となるよう、定量的な方法を用いた予測及び評価に努めます。

	また標高の高い林には林床にベニバナイチャクソウやスズムシソウ、クモキリソウなど希少種が群生し生育しているとみられる。 なお、砂原地区は井戸水を飲用していることから保安林が水源涵養の重要な役目を担っていると考える。 鳥類は砂崎海岸が国内有数の鳥類観察地で過去にシロハヤブサが冬季の越冬地として利用してきた。各河川の流域にクマタカ、草原にノスリ、オオジシギ、湿地にチュウヒなどの大型鳥類がみられ、管理鳥獣のヒグマの確認は稀だがエゾシカ生息が多い地域となっている。 環境影響評価を実施するにあたって水源涵養、土砂流出、鳥獣保護、風致など保安林機能への影響を最新の知見及び評価手法を採用し簡明となるような定量的方法を用いること。	
16	(2) 本事業は、総出力 4 万 8 千 kW の風力発電所を設置する計画とし、12 基を計画区に設置することから、環境影響を回避・低減する対策と悪影響を想定した事業損失の代償（リスクヘッジ）を事業者が関係自治体、機関、団体、住民等へ提示する必要がある。	今後の手続きにおいて方法書に記載した手法により現況の調査を行います。その際の調査結果を基に事業による環境への影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討のうえ、環境への影響を回避又は十分な低減をいたします。その結果は準備書に記載のうえ、説明会等を通じて、地元の皆様へ内容をご説明いたします。
17	(3) 本事業に際し、重大な環境影響の項が生じ、これが回避又は十分な低減が科学的根拠をもとに示すことができない場合、かつ団体や住民との合意形成が困難な場合において、対象事業実施区域の絞り込みや事業規模の縮小はもとより事業計画そのものの見直しを行う必要がある。	方法書以降の調査を基に予測・評価し、影響の回避・低減を検討いたしますが、その結果、回避又は十分な低減が出来ない場合は配置変更・規模変更なども含めた検討を行う予定です。
18	2 個別的事項 (1) 騒音及び超低周波音、風車の影 事業計画区域の山地に住居、作業所がある場合。特に低周波音や風車の影による健康影響を含む重大な環境影響が生じるおそれがあるので、日影図の情報等に基づいた適切な方法で調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を評価すること。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、『風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。』と記載されております。しかしながら、本事業では超低周波音についても「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成 12 年）で定められた方法により調査を行い、予測及び評価を実施いたします。 風車の影については、影響範囲及び時間をシミュレーションによって把握し、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省、平成 25 年）を参考にしながら予測及び評価を実施いたします。
19	(2) 水環境 事業計画区域内の事業にあたって井戸水の水濁れや水質悪化が懸念される。また林道拡張、建設地開削などの土地改変、樹木伐採による表水、地下水の攪乱、濁水発生や土砂の流出、流亡などによる河川へ土砂流出などの負荷は少なくないと考えられることから調査で予測を行い、治水安全度の比較や濁水、陸域から海域への栄養塩の損失など近海の漁業被害も合わせ重大な環境影響の有無を早期に評価すること。	地下水への影響については、風力発電機設置場所付近で別途詳細な地質調査を行い、地下水脈が存在する深さまでの改変を回避するように留意いたします。 今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留め、樹木の伐採範囲を極力小さく計画するよう留意して設計のうえ、濁水発生や土砂の流出、流亡、陸域から海域への栄養塩の損失による影響に配慮いたします。さらに、環境影響評価としては、工事期間中に造成等により一時的に発生する濁水に関して、調査、予測及び評価を実施いたします。
20	(3) 動物 事業計画区域内ではクマタカ、オオジシギなどの希少大型鳥類の飛翔が確認あるいは想定され、	対象事業実施区域及びその周囲の希少猛禽類及びその他の鳥類の生息状況、渡り鳥の利用状況につい

	とくにクマタカ、ノスリと風車の衝突が大いに懸念される重要ゾーンであることから細心の調査をもって評価をすること。 また、大型獣は主にエゾシカが生息し、特に農林業被害の多いエゾシカなどは事業による被圧で想定外の移動範囲、距離を生みやすい。 これらは風車事業と関連する管理道を利用し移動時間短縮、食害域を拡大することが報告されている。それら想定されることを評価すること。	て、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。 エゾシカ等の大型哺乳類については、対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を現地調査で確認し、必要に応じて専門家等へのヒアリングを行い、その結果を踏まえ事業計画を検討いたします。 なお、稼働後において、エゾシカによる食害が拡大したという報告があった場合、地域住民への聞き取り等を行う考えです。
21	(4)植物、生態系 事業計画区域の南部は特定植物群落に定められている地域を含む複合的保安林で占められ砂原岳(1112.2m)を端に峻険な岩稜から連なる火山礫が斜面や沢地形を成す。林床にはシラタマノキ、イワブクロなど高山植物のほか、クモキリソウ、スズムシソウなどの希少草本、低木にタニウツギ、ハナヒリノキなどが観察出来る柔土壌の火山区域である。 そのなかで風力発電設備や機材搬入路、管理道路の設置、開削はもとよりヘリ輸送などに伴う集積場や路側の掘削など土地改変での植生破壊などの環境影響の有無とそれらの代償を評価すること。	対象事業実施区域及びその周囲の植物相・植生の生育状況について現地調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。 なお、風力発電機ヤードや搬入道路等の造成については、既存の林道を利用する等、改変面積を可能な限り最小限に抑え、改変による植物の重要な種及び植生への影響を極力低減するよう検討いたします。
22	(5)景観 事業計画区域は大沼国定公園の中でも優れた景観が評価されている駒ヶ岳の山麓であり、国道からみると砂原岳の高さと風車ブレード高が同じに感じることで景観への影響、望洋の森、道の駅、ハマナス台場公園、砂崎海岸など観光スポット「眺望点」からの景観への影響予測につき評価すること。	風力発電機が視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、公的なHPや観光パンフレット等に記載される眺望の情報が掲載されている地点かつ可視領域図の可視範囲に該当する主要な眺望点を確認いたしました。 その結果を踏まえ、「道の駅YOU・遊・もり」、「道の駅つど〜る・プラザ・さわら」、「望洋の森」や「砂崎海岸」等16地点を景観の調査地点として選定いたしました。 引き続き、情報収集に努め、眺望目的での利用がある地点を確認できた場合は調査地点への追加を検討いたします。
23	(6)人と自然との触れ合いの活動の場 事業計画区域はハイキング、ジョギング、サイクルツーリズム推進地区の一部バリエーションコースになっており一帯で秋のキノコなど採取する道民も多い。 これらについても利用にあたって適切な方法により調査及び予測を行い、環境影響の有無を評価すること。	いただいたご意見を踏まえて情報収集に努め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を改めて確認いたします。情報収集の結果、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を特定した場合には適切な調査、予測及び評価を実施いたします。
24	(7)その他 事業計画区域には発電所として送電線網をどのような経路で組むか、送電線の線引き、電柱の設置箇所、高さ、色彩次第で環境への影響は少なくない。また、風況は期待値ではなく実測値を明らかにしたうえで、北電など契約年数と施設耐用年数に整合性があるか。 さらに事業終了、もしくは、事業撤退した場合の施設取り壊し、森林、草地への計画前復元が懸念されることから、これらについても適切な方法、契約による確約及び予測を明らかにし、重大な環境影響の有無を評価すること。さらに工事中の相当量の残土、伐木など建設廃棄物についてその処理について具体的に記載すること。	対象事業実施区域内におきまして、送電線は可能な限り地中埋設を検討の上、環境に配慮いたします。 また、風況につきましては当然事業性にもかかわることから、期待値ではなく、実測値を基にした解析を行い、算出していく予定です。なお、それらの解析データを基に、許認可をとっていくことから、対応年数などに対する整合性についても対応していく予定です。 事業の終了時の撤去につきましては事業期間を通じて費用の積み立てを行い、対応する方針です。 工事の実施に伴う残土及び廃棄物については、その発生の抑制に努めるとともに、発生した場合の処理方法等について準備書に記載いたします。
25	(8)所見 風力、地熱、水力、太陽光などの自然再生可能エ	防災に対する内容に関しては、別途森林法に定め

	エネルギー事業を推進し電源を分散していくのはわが国の求めるところで当会、当ネットワークも反意は無い。しかしながら、環境影響評価方法書、環境影響評価の段階で本風力発電事業、実施計画区域での風力発電事業計画には次の３項で水環境、風車建設、生態系へ悪影響が生ずると懸念されるため、早期に事業可否の判断をされたい。	られた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮の上、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。なお、環境影響評価は、事業実施の可否を判断するものではなく、環境保全措置を講じることにより、周辺環境への影響を回避又は極力低減することができるかについて検証することが制度の主眼になります。そのため、調査、予測及び評価を実施し、本地域の環境に重大な影響を生じさせないために、どのような対策が重要であるかを検討した上で、より良い事業計画策定に貢献する所存です。
26	a. 事業区域は上水道が無く水源を砂原岳からの水脈に頼る井戸水に依存していることから飲料水、生活用水の水涸れが懸念される。	地下水への影響については、風力発電機設置場所付近で別途詳細な地質調査を行い、地下水脈が存在する深さまでの改変を回避するように留意いたします。
27	b. 事業区域は市街地及び大沼国定公園に近く、優れた景観への影響、風車の回転影、回転音、ならびに低周波が人体や大型鳥獣への影響が否定できない。	今後の手続きにおいて現地調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を講じること、景観への影響を極力回避または低減した事業となるよう努めてまいります。 風車の影、騒音、超低周波音についても、今後の調査、予測、評価結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 大型の鳥類である希少猛禽類や大型哺乳類については現地調査にて、生息状況を把握いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて専門家からの意見聴取を行い、影響について適切に予測及び評価をいたします。
28	c. 事業区域は特定植物群落を一部含む複合的保安林であり生態系の改変が少なからず危惧される。	対象事業実施区域及びその周囲の動物相、植物相・植生の生息・生育状況に関する現地調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、本事業による生態系への影響について適切に予測及び評価いたします。 なお、対象事業実施区域に係る保安林の種別は土砂流出防備保安林及び防風保安林と把握しており、これらの保安林について改変面積を可能な限り最小限に抑え、改変による生態系への影響を極力低減するよう事業計画を検討いたします。
29	これらから、安全や生態系保全上も本風力発電計画は環境へ少なからず悪影響を与えるものと考え意見する。	いただいたご意見を踏まえ、今後の手続きにおいて、調査、予測を実施し、本風力発電計画が地域の安全や生態系保全等にどのような影響を及ぼすかについて適切に評価いたします。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	1. 基本的な考え方について ・風力発電施設（以下、風車という）の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。	今後、方法書でお示しした調査を実施し、自然環境や周辺住民の皆様の生活環境への影響を予測・評価したうえで、必要に応じて環境保全措置を講じること、影響の回避、低減を図ってまいります。 また、生態系の保全は生態系を含めた景観の観点からも重要と考えておりますので、そのために動植物についての現況把握に努め、その結果を準備書に記載いたします。
31	・このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然	今後実施する現地調査の結果を踏まえ、自然環境への影響を最小限にできるような事業計画としてま

	環境を大きく損なう恐れがあることから、事業規模の大幅な縮小または計画の中止を求めます。	います。
32	2. 意見書の提出方法について ・意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。	今後、メールでの受付についても検討してまいります。
33	・インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。環境影響評価図書の印刷及びダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会も可能にするように要望しております。	印刷や縦覧終了後の閲覧につきましては著作権などの関係から不可とさせていただいておりますが、今後検討してまいります。
34	3. 鳥類への影響について ・事業実施想定区域は、北海道指定の鳥獣保護区に隣接しており、センシティブティマップ（海域版）では、注意喚起レベル 1 であり、ウミアイサ、アビ科の一種、ウミネコ、カモメ科の生息地でもあります。また、北側海域は重要な海鳥の繁殖地となっており、採餌に利用する海域であるマリーン IBA であることから環境保全、生物多様性の観点から見ても重要度の高い海域です。 このような重要地において事業を進めるべきではありません。	対象事業実施区域及びその周囲には海鳥を含め、多様な種が生息していることに留意し、今後実施する現地調査にて動物の生息状況を適切に把握いたします。また、鳥類定点観察調査において、事業地周辺で海鳥が確認された場合は記録し、その調査結果等については準備書にて示す考えです。
35	4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について ・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約 0.8km、配慮が特に必要な施設である「特別養護老人ホームシャリテさわら」まで約 1.3km とあまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電 7 基の試運転が始まりましたが、12 月の北見市議会定例会において、風車騒音の苦情が報告されています。 これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。	騒音・超低周波音の影響度合いは距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なります。最寄り住宅付近で騒音及び超低周波音の調査地点を設定しておりますので、今後、現地調査を実施したうえで、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価し、その結果を準備書に記載いたします。 騒音・超低周波音の調査・予測は、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により実施いたします。予測結果において不確実性が大きいと判断した場合は、事後調査としてモニタリング調査も検討いたします。
36	5. 景観に対する影響評価手法について ・景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。該当地方では風車の背景に駒ヶ岳を望む景観そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。	方法書においては、調査及び予測評価の手法についてお示ししております。今後の現地調査結果を踏まえた、準備書において実施する予測及び評価においては、風力発電機の見え方に関する知見である、平成 29 年に「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1）」も参考といたします。 なお、風力発電機の水平の広がりについては、評価の指標が存在しないことから、評価が難しいと考えておりますが、準備書において予測結果を適切にお示しいたします。

37	6. 災害の懸念について ・風車建設予定地の大部分が防風保安林（民有林）であり、環境保全等の見地からも改変せずには守らなければならない地域であることから、このような場所において風車建設を行うべきではありません。また、砂原岳頂上から扇状に山地災害危険地区となっており、計画地の中心部は土石流危険渓流です。下流域には市街地が広がっており、土地の改変で災害が発生する懸念があることから、事業規模の大幅な縮小が必要と考えます。	方法書段階においては、地形などによる配置案にてお示ししておりますが、今後の手続きにおいて現地調査を行い、関係機関や専門家からのヒアリングなども行いながら、再度配置を見直してまいります。見直しに際しましては、関係機関と相談しながら、防風保安林などについても配慮の上検討してまいります。
38	7. 協議会について ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	調査結果に基づく予測及び評価結果は準備書に記載したうえで縦覧し、住民説明会でご説明し皆様のご意見を伺います。また、予測及び評価結果は北海道庁や経済産業省において客観的な審査を受けることとなっております。
39	8. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。	今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を図るよう努めてまいります。

（意見書 8）

No.	意見の概要	事業者の見解
40	一旦土砂災害が起きれば甚大な環境破壊につながります。土砂災害を誘発することのないように、樹木の伐採や土地の改変は慎重に行ってください。方法書に示された風車配置や新設道路は十分検討されたものとは言い難いので以下に意見します。	ご理解の通り、樹木の伐採や土地の改変は慎重に行う必要があるものと考えております。配置につきましても今後の現地調査や関係機関との協議のうえ、見直しを進めていく予定です。
41	■砂防指定地 ②砂防法に基づく砂防指定地（方法書 3.2-6）に「砂防法に基づく砂防指定地は、図 3.2-21 の通りであり」とありますが、図 3.2-21 には砂防指定地が示されていません。示されているのは、砂防施設です。正しく砂防指定地を示してください。	準備書においては、砂防指定地をお示しいたします。
42	また、示された砂防施設以外にも工事中のものがあるはずです。例えば、風車#1 の北側には泥流観整地の仮設砂止め工があり 1)、衛星写真でも確認できます。工事中、計画中のものも含めて示してください。 1) 渡島総合振興局「北海道駒ヶ岳火山噴火緊急減災対策砂防計画 計画編（平成 25 年）」	工事中、計画中の施設についても確認に努め、図書への記載を検討いたします。
43	■崩壊危険渓流危険地区 方法書図 3.2-23 にあるように対象事業実施区域内の渓流のほとんどは崩壊土砂流出危険地区に指定されています。これらの渓流は特に溪岸侵食が進んでいます、これらの渓流の溪岸に風車を設置したり、アクセス道路を造ることは危険ですのでやめてください。例えば、風車#4 は、中ノ沢の溪岸に設置される予定ですが、ここは崩壊の危険があります（箇所番号 345-344-008）。要約書図 2.2-6 によれば、風車#2、#3 に至るアクセス道路は中ノ沢の溪岸に造られ、畦畔林が大規模に伐採される恐れがあります。 以上	情報ありがとうございます。 方法書段階である現段階では、主に地形・風況などによる配置案にてお示ししておりますが、今後、方法書以降の段階において現地調査を行い、関係機関や専門家からのヒアリングなども行いながら、再度配置を見直してまいります。見直しに際しましては、崩壊土砂流出危険地区や溪岸侵食についても関係機関に確認し、相談しながら、検討してまいります。

○日刊新聞紙における公告

令和 6 年 3 月 14 日（木）北海道新聞（朝刊）及び函館新聞（朝刊）

「環境影響評価法」に基づき、「（仮称）森町風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。 一、事業者の名称 森町風力開発株式会社 二、代表者の氏名 代表取締役 松本 智 三、事業所の所在地 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 四、事業の名称 風力発電所設置事業（陸上） 五、規模 発電設備出力…最大四万八千キロワット 六、対象事業実施区域 北海道茅部郡森町 七、環境影響を受ける範囲 北海道茅部郡森町 八、縦覧の場所・時間 森町役場本庁舎、砂原支所、北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時 電子縦覧 期間 https://data.jwd.co.jp/info/mori/ 令和六年三月十四日（木）から 令和六年四月二十五日（木）まで	六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見を、お持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を記入の上、令和六年五月九日（木）までに縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。 七、住民説明会の開催を予定する場所・日時 一、森町砂原公民館大ホール（森町字砂原一丁目三十一番三号） 令和六年四月八日（月） 十八時から 八、問い合わせ先 森町風力開発株式会社 〒〇〇六〇一五 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 霞が関ビルディング十五階（日本風力開発（株）内） 電話 〇三（三五一九）七四八一 土・日・祝日を除く、九時三十分から十七時三十分まで （担当 長谷川）
--	---

○広報による「お知らせ」

広報もり (令和6年3月号)

森町公民館 [事業係] ☎23479

公民館講座

親子ふれあい教室の開催について

親子の愛情を深める優しいスキンシップや、子育てのストレスケアに役立つエクササイズをしてみませんか？

- ▶ 日 時／令和6年3月24日(日) 午前10時00分から正午
- ▶ 講 師／身体心理セラピスト・パステル画家 丹崎真由子 氏
- ▶ 対 象／町内在住のお子様(小学生以下)とその保護者(母・父) ※保護者同伴
- ▶ 定 員／先着20組
- ▶ 会 場／森町公民館1階大会議室
- ▶ 内 容／○紙芝居「はるちゃんのおにぎり」
○愛情ホルモンを刺激する親子でふれあいタッチ遊び
○仲良し神経を育てる簡単エクササイズ
○その気持ちはどんな色？
- ▶ 申込方法／右の二次元コードから電子申請または電話申込
※電話受付は土・日、祝日を除く平日の午前9時00分～午後5時00分
- ▶ 申込期限／令和6年3月18日(月)午後5時00分まで



「(仮称) 森町風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧と説明会について

森風力開発株式会社が計画する「(仮称) 森町風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、併せて住民説明会を実施いたします。

- 事業名称：(仮称) 森町風力発電事業
- 事業者：森風力開発株式会社

【縦覧について】

- 場所：森町役場本庁舎、砂原支所
- 縦覧期間：令和6年3月14日(木)～令和6年4月25日(木)
- 意見書受付期間：令和6年3月14日(木)～5月9日(木)
- 住所、氏名、内容を記入の上、上記期間内に、縦覧場所に備え付けの意見書票にご投函もしくは郵送(5月9日の消印有効)でご提出ください。

【説明会について】

- 日時：令和6年4月8日(月)18時～
- 場所：森町砂原公民館大ホール

【お問い合わせ先】

- 住所：〒100-6015 東京都千代田区豊が丘3-2-5 豊が丘ビルディング15階
(日本風力開発株式会社内)
- 担当：長谷川 (土・日・祝日を除く、9時30分から17時30分まで)
- 電話：03-3519-7481
- HP(電子版)：https://data.jwd.co.jp/info/mori/

広報しかべ（令和6年3月号）

**「〔仮称〕森町風力発電事業 環境影響評価
方法書」の住民説明会を実施します**

森町で計画されている「〔仮称〕森町風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」に関する住民説明会を以下のとおり実施します。

○事業名称

（仮称）森町風力発電事業

○事業者名

森風力開発株式会社

○対象事業実施区域

北海道茅部郡森町

＜住民説明会＞

○日時

4月8日（月）午後6時から

○場所

森町砂原公民館大ホール

※お問い合わせ先

森風力開発株式会社

電話03-3519-7481

○新聞折込による「お知らせ」

森町砂原地区の新聞各紙への折り込みチラシ

「(仮称) 森町風力発電事業 環境影響評価方法書」 の縦覧及び説明会について (ご案内)

森風力開発株式会社が計画する「(仮称) 森町風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、住民説明会を実施いたします。

○事業名称：(仮称) 森町風力発電事業

○事業者：森風力開発株式会社

【縦覧について】

○縦覧場所：森町役場本庁舎、砂原支所

○縦覧期間：令和6年3月14日(木)～4月25日(木)

※時間は、土・日・祝日を除く役場開庁時

○意見書受付期間：令和6年3月14日(木)～5月9日(木)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所、氏名、内容を記入の上、上記期間内に、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函もしくは、下記お問い合わせ先までご郵送(5月9日の消印有効)でご提出ください。

【説明会について】

○日時：令和6年4月8日(月) 18時～

○場所：森町砂原公民館大ホール(森町字砂原1丁目31-3)

【お問い合わせ先】

○住所：〒100-6015

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング15階(日本風力開発株内)

○担当：長谷川(土・日・祝日を除く、9時30分から17時30分まで)

○電話：03-3519-7481

○HP(電子縦覧先)：<https://data.jwd.co.jp/info/mori/>

○インターネットによる「お知らせ」
(北海道のウェブサイト)

The screenshot displays the official website of the Hokkaido Government. The header includes the Hokkaido logo, navigation links for 'Home', 'About Hokkaido', 'Government', and 'Contact', and a search bar. The main content area features a prominent blue banner for the '106th (Temporary) Hokkaido Wind Power Survey'. Below this, there is a detailed notice titled '106th (Temporary) Hokkaido Wind Power Survey' (106_ (仮称) 道庁風力調査事業). The notice includes sections for 'Survey Overview' (事業の概要), 'Survey Schedule' (調査の日程), 'Survey Area' (調査地域), 'Survey Method' (調査方法), and 'Survey Results' (調査結果). The 'Survey Overview' section mentions the survey is conducted by the Hokkaido Wind Power Development Corporation. The 'Survey Schedule' section lists the survey period from April 14, 2024, to April 25, 2024. The 'Survey Area' section lists the survey locations in Sorachi and Sorachi Sorachi. The 'Survey Method' section lists the survey methods, including field surveys and interviews. The 'Survey Results' section lists the survey results, including the survey report and the survey results summary. The notice also includes a section for 'Survey Results' (調査結果) and a section for 'Survey Results' (調査結果). The footer of the website includes the Hokkaido Government logo, contact information, and a link to the website's privacy policy.

(森町のウェブサイト)

(当社のウェブサイト)



「(仮称)森町風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表について

2024年3月14日
弘道万興株式会社

現行の昭和55年5条の1に基づき（国許）の町民の先覚事項（昭和55年5条の1）に基づき（昭和55年）土に同条の要の要約書（昭和55年）を作成しましたので、昭和55年の規定に基づき公衆します。

要約について

開催期間 2024年3月4日（水）～2024年4月25日（木）
※いずれも、土・日・祝日を除く開演日

開催場所

- ・東京会場：日本有明大会場
- ・大阪会場：大阪有明大会場
- ・名古屋会場：名古屋有明大会場

住民説明会について

日 時：2024年4月8日（月） 18時から
会 場：高岡砂原公民館大ホール（高岡市砂原）丁目31-3

※生民証明会会員の母は、実母において子供の身振、名簿への記入（住所／氏名／通称名（通称番号））にご協力をお願いします。
ご協力いただけない場合は世帯をお断りすることがございます。
なお、マスクの着用は本人の判断にやっていますが、感染防止のための着用を推奨しております。

意見書の提出について

観覧券の取扱い
観覧券は、設置の早見書棚へ返正いただく。下記問い合わせ先へご連絡ください。

早見書棚設置
2024年3月14日（木）から2024年5月9日（木）

観覧券の取扱い
早見書棚の早見書棚へ返正いただく。

方法書の内容

- [illegible]

お問い合わせ先

法人名	日本気力開発株式会社 (旧称 荷電 -)
住所	〒100-5015 東京都千代田区西が三丁目2番5号 荷電ビルディング15階 (日本気力開発株式会社 内)
電話	03-3519-7481
営業時間	平日 9時30分～17時30分 (土・日・祝日は除く)

なお、任期及びアブソリュートまでを再せん。

- ・万が一の著作権は事務局が承知しています。
- ・「他誌掲載のための複製」や「引用」として、著作権上認められた場合と致しまして、無断で複製、転写、貸与、販売等のホームページへの掲載を行うことは、著作権者及び権利者に侵害を及ぼす恐れがありますのでご留意ください。

○ご意見記入用紙

「(仮称) 森町風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

- 注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
 2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。